

論文要旨

No. /

ビジネス創造 研究科 ビジネス創造 専攻

氏名 藤原 香澄



論文題目	知的財産政策の研究
	A Study on Intellectual Property Policy

論文の要旨

技術革新が急速に進む現代社会において、新しい技術の研究開発を促進していくことは、企業の収益の確保、増大だけでなく一国の経済成長をも左右することになる。日本のように天然資源に乏しい国では、研究開発を促進しつつ、同時に保護して技術立国を図ることが不可欠である。また、こうした技術の特許だけではなく、商標や意匠、著作権の保護も経済活動推進のためには重要である。

歴史を振り返るならば、明治維新以来、商標・意匠・特許等に対して対外対応政策から始まり、次第に本格的な保護・促進政策がとられてきた。第二次大戦後の高度成長期には、それほど積極的な政策はとられず、国際的にもあまり問題とはなっていなかった。しかし、グローバル化やIT化の急速な進展や、アメリカの国際収支問題に端を発する知的財産権の保護強化論の展開に伴い、国際的にも問題意識が高まってきた。日本では、バブル崩壊後の長期のマクロ経済の停滞に対して小泉内閣時に改めて「知的財産立国」宣言がなされ、以後産業財産権や著作権制度の再整備が急速に進められている。

このような状況に対して、知的財産保護政策についてはさまざまな側面からの研究が進められてきた。大別すると、法制史的側面からのものと経済成長との関係で分析するものとがある。

しかし、特許・商標等の法改正に伴う知的財産政策が、登録件数の増加や国際収支上のロイヤリティの受取等、どのようなルートを通じてマクロ経済に影響を与えていているかの研究はあまり行われていない。そこで、本研究では、知財政策の国際条約との関係も含めた歴史的変遷を俯瞰しながら、登録件数あるいは国際収支というマクロ経済的な側面への影響に視点を当て、その政策効果を分析してみることにした。著作権制度については、その歴史的推移を振り返りながら、近年のデジタル・ライブラリー化の進展の中で問題となっている孤児著作物への対応策の影響を考慮した上で、今後の在り方を検討してみた。

本研究の構成は以下の通りである。第1章では、まず産業財産権に対する歴史的変遷を法改正のレベルで捉え、それが特許・商標・意匠・実用新案の登録にどのような影響を与えてきたかを検討した。また、登録件数が大きく変化した時点の前の数年にどのような政策・法改正が行われたかを調べることにより、政策・法改正と登録との関係を捉

様式3

えた。次に、著作権制度の変遷についても、国内制度の歴史的変遷を法改正のレベルで捉え、推移を整理した。

第2章では、知的財産権の国際的な保護制度に関する議論の歴史的変遷を踏まえ、TPP協定の発効までに締約国が加入を義務付けられている知的財産権に関する国際条約の現状と課題を整理した。その後、TPP協定の知的財産条項が、どのような面で既存の条約よりも高い保護を義務付けているのか、また権利の行使についてはどのような救済措置を認めているかを整理した。さらに、TPP協定が発効した場合、日本国内の知的財産制度・政策にどのような影響をもたらし、権利者、利用者が今後どのような利益や不利益を受けるかについて論述した。

第3章では、1994年以降の知的財産権保護に係る法改正の内容および施行時期を明確化し、国際収支に特に影響を与えると考えられる改正を抽出した。その後、本研究の重要な貢献といえる分析として、産業財産権収支と登録件数の関係を明確化し、登録件数と政策（法改正施行時期）の関係を整理した。これらを踏まえて、本研究のもう一つの重要な貢献として各法改正がどのようなルートでマクロ経済に影響を与えるかを明らかにし、その政策効果の数量的分析も試みた。最後に、これらの分析結果を踏まえて、今後の知的財産政策の在り方を論じた。

第4章では、デジタル・ライブラリーを構築する意義や問題の所在を明らかにするとともに、EU諸国や米国の著作権法制度を整理し、日本の既存の制度との相違点を分析した。その後、国内法を整備する際の制約となる条約上の要件についての整理を行い、それを踏まえて孤児著作物を円滑に利用するための施策を提言し、今後の法改正の在り方について検討した。

最後に、むすびでは、以上の各章で得られた結果を再述するとともに、その政策的含意を論述した上で、今後に残された課題を列挙して結びにかえることにした。